さいたま市告示第1632号

さいたま市みどりの条例(平成13年5月1日条例第248号)第6条の規定に基づき、保存緑地として次のとおり指定する。

令和7年10月21日

さいたま市長 清水 勇人

- 1 名 称 保存緑地
- 2 指定年月日 令和7年11月1日
- 3 指定期間 令和7年11月1日から令和12年10月31日まで
- 4 指定番号、所在地、指定面積、区域面積、図面 別添のとおり

さいたま市保存緑地指定(更新)地区一覧(令和7年11月1日指定)

	指定番号	所在地	指定面積(㎡)	区域面積(㎡)
1	548	西区大字指扇字古茂塚1651番3	605.81	1,604.81
		西区大字指扇字古茂塚1651番4	999.00	
2	810	西区宮前町688番1	671.00	1,064.00
		西区宮前町688番3	393.00	
3	本太(4)	浦和区本太1丁目335番の一部	502.00	1,067.72
		浦和区本太1丁目336番1の一部	493.00	
		浦和区本太1丁目336番2	72.72	
2	道祖土	緑区道祖土4丁目449番1の一部	327.00	875.00
		緑区道祖土4丁目450番	548.00	







